

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	1	消 防 防 災
分科会	6	消防交通安全分科会	調整項目	2	防 災 会 議

中条町担当	総務課	消防交通安全係	担当者名	
黒川村担当	総務課	消防係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
概要	中条町防災会議	黒川村防災会議	合併時、新規に設置する。																	
所掌事務	(1) 中条町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	(1) 黒川村地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。 (2) 黒川村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務																		
委員	(1) 指定地方行政機関の職員 2名 (2) 新潟県の知事の部内の職員 2名 (3) 新潟県警察の警察官 1名 (4) 町長がその部内の職員 2名 (5) 教育長 (6) 中条町消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 2名	(1) 指定地方行政機関の職員 1名 (2) 新潟県の知事の部内の職員 2名 (3) 新潟県警察の警察官 2名 (4) 村長がその部内の職員 4名 (5) 教育長 (6) 消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 4名																		
<p><b>災害対策基本法</b> (昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)</p> <p>(市町村地域防災計画)</p> <p>第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>1 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</p> <p>3 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項</p> <p>3～5(略)</p>			<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				
関係法令等	災害対策基本法第42条	災害対策基本法第42条																		